

第1章 病気やけがをしたとき

第1節 三原市の医療体制の概要

第2節 在宅医療

第3節 入院医療

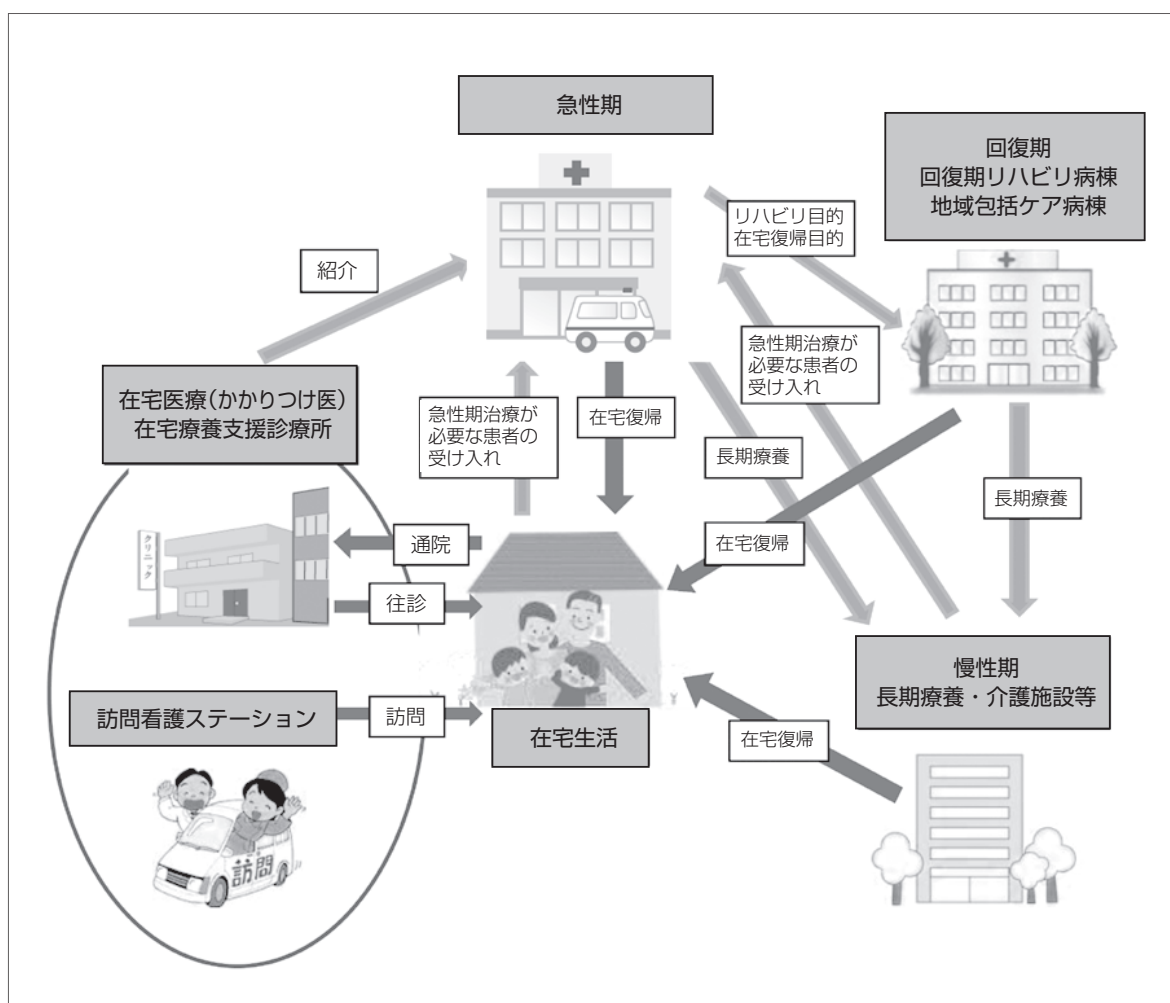
第1節 三原市の医療体制の概要

三原市は、人口約9万人という町の中に診療所52か所・病院10か所と、人口割合に対し医療機関が多く存在しています。医療機関では、患者様の病状に合わせて機能分化が進んでいます。これらの中でもさらに細かな種類の病床・病棟・機能などをもち、さまざまな役割を担っています。こうした多くの医療機関の中から、病状や状態に応じた医療機関を適切に選択していく必要があります。

私たちが病気やけがをした時、病院を受診し治療を受けます。例えば日本人の死亡原因第1位のがん治療については手術、化学療法、放射線治療、緩和医療といった選択肢があり、患者様やご家族が病院や治療を選択する時代となっています。在宅生活を行う上では、かかりつけ医が健康管理を担い、救急や専門的治療を要する場合には急性期病院で入院管理を行います。その後の病状に応じて、回復期・慢性期・在宅等で管理を行います。終末期には、病院や緩和ケア病床等で過ごす人が多い現状がありますが、在宅療養支援診療所や訪問看護ステーションと連携し、24時間体制で自宅での看取りを支援することも可能となっています。今や1つの病院で治療が完結するという時代ではなくなっています。

また、三原市では高齢化率が35%を越え超高齢社会となり、医療と介護は切っても切り離せない状況でもあります。各機関が連携し、切れ目のない支援体制が今後ますます必要です。

そういった現状の中で、三原市地域包括ケア連携推進協議会では、医療と介護がシームレスな関係を築くことが出来るよう地域包括ケアシステム構築部会等を立ち上げ、病院から在宅へ帰るための退院支援システムの構築、在宅療養患者が緊急入院する際の仕組み作り等、市民が安心して暮らすことが出来るよう在宅医療提供体制の整備を行っています。



第2節 在宅医療

住み慣れた地域で暮らしていくために、在宅医療のニーズはますます高まっています。三原市においても、在宅医療は非常に大きな役割を担っています。かかりつけ医を中心として、地域内で連携をとることによって安心して在宅生活を送ることができます。

① 在宅療養支援診療所・病院

📄 15～27 頁

複数の関係機関と連携を行い、患者の同意のもとに計画的な訪問診療を行います。24時間体制で往診看護を行い、在宅緩和ケアへも積極的に取り組むことが期待されています。

連携する医療機関（後方支援病院）で、緊急時の入院が可能のように連携が図られています。

② 訪問診療

☎15～27 頁

主治医が治療方針に基づいて計画を立て、患者の自宅を定期的に訪問するサービスです。基本的に主治医1名・看護師1名が訪問します。病状に応じて訪問する頻度に違いはありますが、通常は月1～2回程度です。また、定期の訪問診療以外に、臨時の往診可能な診療所や、日曜・祝日・夜間または緊急時に備えて24時間体制で対応可能な診療所もあります。

③ 歯科医師の訪問診療

☎29～33 頁

通院が困難な患者さんのために自宅、および施設に歯科医師が訪問します。入れ歯の不具合、歯の不具合、健康維持のための口腔ケアを行います。

窓 口	<p>○かかりつけの歯科医院 ※対応が難しい医院もございます。</p> <p>○三原市在宅歯科医療連携室 (河田歯科医院内 ☎ 0848-62-2262)</p> <p>【受付時間】平日9:00～17:00、土曜9:00～15:00 ※木曜・日曜・祝日は休み</p>
-----	---



三原市歯科医師会

④ 薬剤師による訪問服薬管理

☎35～43 頁

在宅で療養されている方やお一人で通院が難しい方のために、主治医の指示のもと、薬剤師が自宅や施設などに訪問して様々な薬学的管理指導を行うことにより、お薬を安心・安全に使用していただけるようにサポートします。

利用できる人	通院が困難な医療保険または介護保険利用者
窓 口	<p>○かかりつけの薬局 (対応可能薬局は、☎35～43 頁参照)</p> <p>○三原薬剤師会在宅訪問相談窓口 (☎ 0848-64-8079、FAX 0848-64-2220)</p>



三原薬剤師会

⑤ 訪問看護

☎237～239 頁

病气や障害のある人が住み慣れた自宅で生活できるよう、主治医の指示により、看護師や保健師などが自宅に訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

要介護認定がある場合は介護保険が優先されます。精神疾患の場合は、年齢に関係なく精神科訪問看護を利用できる場合があります。

⑥ 医療機関デイケア

☎45～47 頁

精神科の医療機関では日中のリハビリテーションの場として、医療保険によるデイケアを併設している事業所があります。三原市内には、精神疾患向けのデイケアと、認知症疾患を有する人向けのデイケアがあります。認知症デイケアは介護保険のサービスに加えて利用可能です。利用料は自立支援医療(72頁)の対象になります。

7 難病

指定難病 338 疾患を対象とした、医療費負担の軽減を目的として医療費の一部助成があります。医療費の助成については 71 頁を参照してください。

難病に関する相談

難病患者や家族等の療養上、生活上での悩みや不安等に対応するため、各都道府県に難病相談・支援センターが設けられています。電話や面談による相談、患者会等の交流促進、就労支援など、難病患者の持つニーズに対応した相談支援を行います。

窓 口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県難病対策センター (広島市南区霞 1-2-3 ☎ 082-252-3777) ・ 広島県東部保健所 (尾道市古浜町 26-12 ☎ 0848-25-2011)
-----	---



指定難病一覧

8 精神科医療

三原市内の精神科病院（2 箇所）と精神科クリニック（4 箇所）が、三原市内はもとより広島県東部から愛媛県北部諸島にかけての広域圏域の診療を担っています。

精神科では自覚症状や他覚症状、検査所見などのほかに、出生からの生活歴も十分に聴き取りを行い総合的な情報に基づいた診療が行われます。

1) 初診までの流れ

初診予約制を取っている医療機関がほとんどです。予約をしていないと診察を受けられないことがあるので、事前に受診を希望する医療機関に電話等で確認することが大切です。

また、他にかかりつけの医療機関がある場合は紹介状が必要となります。

2) 精神科救急医療

緊急に治療を必要とする精神症状を有する人に対しては、精神科救急医療施設が 24 時間体制で診療に応じています。広島県東部ブロックでは、三原市内（2 箇所）と福山市内（1 箇所）の病院が輪番制でその診療を行います。

詳しくは最寄りの精神科病院（13 頁）もしくは精神科救急情報センター（☎082-892-3600、24 時間受付）にお問い合わせください。



精神科救急情報
(広島県)

3) 治療とリハビリテーション

薬物療法・心理療法・各種専門治療プログラムのほか、作業療法・精神科デイケア（4 頁）などによるリハビリテーション、訪問看護・社会復帰のサポートなどさまざまな方法によるアプローチが実施されています。

⑨ その他

1) 認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターとは、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談、地域保健医療・介護関係者への研修等を行う機関です。

	広島県東部認知症疾患医療センター	認知症疾患医療センター 運営事業支援医療機関
病院名	特定医療法人大慈会 三原病院	社会医療法人里仁会 興生総合病院
所在地	中之町 6-31-1 ☎ 0848-61-5515 (専用電話番号)	円一町 2-5-1 ☎ 0848-63-5500
業務内容	(1) 電話相談受付時間 月曜～金曜 (祝日除く) 9:00～17:00 (2) 専門外来受付時間 ※予約制 月曜～金曜 (祝日除く) 9:30～11:30	・認知症疾患に係る鑑別診断 ・身体合併症への急性期対応

2) 認知症初期集中支援チーム

サービス利用を拒む認知症のような言動のある人の家庭を訪問し、必要な医療や介護サービスを検討するチームです。

利用できる人	<ul style="list-style-type: none"> ・40歳以上で自宅で生活をしている認知症の人や認知症が疑われる人 ・認知症の診断を受けていない、または治療を中断している人 ・医療サービスや介護サービス等を利用していない人 ・何らかのサービスを利用しているが、認知症による症状が強くてどのように対応して良いか悩む、困っている人など
窓口	住んでいる地域の高齢者相談センター

3) もの忘れ・認知症相談医 (オレンジドクター)

広島県では、認知症の早期発見・早期診断体制の充実を図るため、「もの忘れ・認知症相談医」(オレンジドクター)を認定し、認知症に関して気軽に相談できる体制づくりに取り組んでいます。もの忘れや認知症が気になったら早めに最寄りのオレンジドクターへ相談してください。

医療機関名	所在地	診療科	氏名	電話番号
石根内科循環器科医院	沼田東町片島 224-5	内科	石根 顕史	0848-60-2050
いしねファミリークリニック	本郷南 5-19-15	外科	石根 典幸	0848-60-6555
かじやま内科循環器科	宮沖 2-6-18	内科	梶山 晃雄	0848-61-3180
川西医院	西町 1-2-63	小児科・内科	河島 充私子	0848-62-2253

医療機関名	所在地	診療科	氏名	電話番号
木曾胃腸科内科	明神 2-11-7	内科	木曾 尊彦	0848-81-0311
木下内科医院	本郷南 7-15-13	内科	木下 陽	0848-86-3706
阪田医院	幸崎能地 4-10-5	内科	阪田 英世	0848-69-0003
大和診療所	大和町和木 1538-1	内科	藤家 証一	0847-34-0034
田原クリニック	大和町下徳良 1901-8	内科	田原 寛之	0847-33-0480
つばい医院	糸崎 4-9-24	胃腸科・外科	壺井 克敏	0848-62-6767
寺田外科クリニック	城町 1-2-1	外科	寺田 和貴	0848-81-0510
得能クリニック	宗郷 1-3-12	内科・外科	得能 秀美	0848-67-7711
得能クリニック	宗郷 1-3-12	外科・内科	得能 正英	0848-67-7711
なぎさ医院	須波町 1908-10	内科	立田 繁比古	0848-61-5551
初鹿内科胃腸科医院	中之町 1-21-10	内科	初鹿 祐二	0848-62-5571
初鹿内科医院分院	中之町 3-3-11	内科	初鹿 寿美恵	0848-62-6482
ひとみスキンクリニック	港町 1-3-15	皮膚科	壺井 ひとみ	0848-62-7682
堀内医院	本郷南 6-21-3	内科	堀内 至	0848-86-2028
港町クリニック	港町 3-19-6	精神科	小野 晴久	0848-62-1711
みやもり医院	宗郷 3-3-3	内科	宮森 眞治	0848-67-9655
小泉病院	小泉町 4245			0848-66-3355
興生総合病院	円一町 2-5-1			0848-63-5500
須波宗斉会病院	須波ハイツ 2-3-10			0848-69-1888
本郷中央病院	下北方 1-7-30			0848-86-6780
松尾内科病院	城町 3-7-1			0848-63-5088
三原市医師会病院	宮浦 1-15-1			0848-62-3113
三原城町病院	城町 1-14-14			0848-64-1212
三原病院	中之町 6-31-1			0848-63-8877
山田記念病院	宮浦 6-2-1			0848-67-4767

敬称略。病院は診療科・医師名を省略しています。

4) 広島県アルコール健康障害サポート医

広島県では、アルコール健康障害に関する相談や適切な治療・支援が早期に受けられる体制を目指して、「アルコール健康障害サポート医等」を養成しています。

アルコール健康障害サポート医

医療機関名	所在地	診療科	氏名	電話番号
かじやま内科循環器科	宮沖 2-6-18	内科	梶山 晃雄	0848-61-3180
川西医院	西町 1-2-63	小児科、内科	河島 充私子	0848-63-4887
得能クリニック	宗郷 1-3-12	内科	得能 秀美	0848-67-7711
みやもり医院	宗郷 3-3-3	内科	宮森 眞治	0848-67-9655
三原城町病院	城町 1-14-14	消化器内科	松本 栄治	0848-64-1212

敬称略

アルコール健康障害サポート医（専門）

医療機関名	所在地	診療科	電話番号
小泉病院	小泉町 4245	精神科	0848-66-3355
港町クリニック	港町 3-19-6	精神科	0848-62-1711
三原病院	中之町 6-31-1	精神科	0848-63-8877

コラム

アルコール問題がある人にこそ「人」とのつながりを

アルコール依存症は、本人も時には家族も適切な SOS が出せず、周囲が巻き込まれていく形で困難化しやすい疾患です。一見拒否的で問題を自覚していないように思われがちですが、依存が深まる背景は、悩みを抱え込んで心理的に孤立している場合がほとんどです。

意志や気合で解決する問題ではなく、病気として理解することが大切です。物（酒）で心の痛みを癒している人から、酒だけを取り上げてなかなか解決しません。飲酒の量よりも、本人が困っていることに焦点を当てて話を聞くことで、打開策が見えてきます。本音で話せる「人」を一人でも見つけることが回復への一歩で、現在は「断酒」に限らず、「減酒（節酒）」を対象とした治療薬やプログラムも登場しています。三原市は自助グループ（断酒会）も発展した地域です。

まずは、アルコール健康障害サポート医までご相談ください。

（精神保健福祉士）

5) 英語対応が可能な医療機関（医療機関・薬局）

広島空港を有する尾三地域は、外国人労働者が多い地域です。また、新型コロナウイルスの影響を受けて帰国できない人など、今後も外国語での対応機会は増加すると見込まれます。

ひろしま国際センターでは、医療通訳ボランティア派遣事業を行っており、興生総合病院、三原赤十字病院、三原市医師会病院で利用できます。

その他、市内で英語対応が可能な機関は、マップ編（医療機関 15 頁・薬局 35 頁）を参照してください。

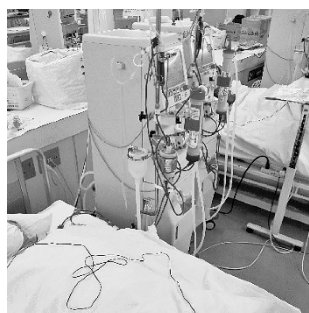
コラム

透析治療とは

腎臓は体内の老廃物や過剰な水分を血液中から濾過して、尿として排出します。病气など何らかの原因で腎臓の機能が低下すると老廃物や毒素、水分を排出が困難となります。

機能が低下した腎臓を補うのが透析療法になります。

透析療法には大きく分けて血液透析と腹膜透析があります。



血液透析 はダイアライザー（人工腎臓）という機械を通して血液中の老廃物・余計な水分等を取り除いて、電解質等のバランスを調整し再び体内に戻します。血液透析を行うためにシャントといわれる血液の出入り口を作る手術をします。1 回の治療は 4～5 時間程度時間を要し、週に 3 回通院します。昼間働いている人のために夜間透析を行っている所もあります。



腹膜透析 は自らの腹膜を利用して血液を濾過する治療法です。お腹に透析用のカテーテルを埋め込む手術を行います。腹腔内に透析液を注入し血液との浸透圧差を利用し、腹膜にある毛細血管を介して血液中の老廃物や余計な水分を排出します。睡眠中に透析液をお腹に貯留しておく方法と、日中に数回透析液を交換する方法があります。通院は月に 1, 2 回程度で時間的拘束が少ないです。

透析治療を行う上で密接に関係するのが食事です。

透析をしても腎臓のすべての働きを代行することはできません。水分、塩分、カリウム、リン、タンパク質などの適切な食事管理が大切になってきます。

透析治療は長く付き合っていく治療です。日常生活に大きく関わってくるため治療の選択はご自身、ご家族のライフスタイルも考慮し、主治医や看護師等とよく相談しながら決定しましょう。

第3節 入院医療

15～17 頁

医療機関には様々な病棟があり、急性期治療、リハビリテーション、療養など入院目的によって利用される病棟が変わってきます。病棟によっては対象の疾患が限定されていたり、入院期間が限定されていたりします。それぞれの病棟・病床の機能と特徴を紹介します。

① 一般病棟

急に病气やけがをしたり、抱えていた病气が悪化した際などに入院し、集中的な治療やケアが行われる病棟です。

病院名	住 所	電話番号	病床数
興生総合病院	円一町 2-5-1	0848-63-5500	165
須波宗斉会病院	須波ハイツ 2-3-10	0848-69-1888	40
三原城町病院	城町 1-14-14	0848-64-1212	88
松尾内科病院	城町 3-7-1	0848-63-5088	35
三原市医師会病院	宮浦 1-15-1	0848-62-3113	102
三原赤十字病院	東町 2-7-1	0848-64-8111	141
山田記念病院	宮浦 6-2-1	0848-67-7820	27

② 回復期リハビリテーション病棟

急性期での治療が終了し、全身状態が安定している時期に、歩行や排泄等の日常生活動作（ADL）の向上と社会復帰を目的とした集中的かつ専門的なりハビリを行う病棟です。この病棟は疾患によって入院できる期間が定められています。

疾患の状態	上限（日）
脳血管疾患、脳腫瘍、脊髄損傷、頭部外傷、急性脳症、クモ膜下出血後のシャント手術、脳炎、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症 上記疾患の発症もしくは手術後、または義肢装着訓練を要する状態	150
高次脳機能障害を伴った重症脳血管障害、重度の頸髄損傷、頭部外傷を含む多部位外傷	180
・大腿骨、骨盤、脊椎、股関節、膝関節の骨折または2肢以上の多発骨折の発症後・手術後 ・外科手術又は肺炎等の治療時の安静により廃用症候群を有している状態 ・股関節、膝関節の置換術後 ・急性心筋梗塞、狭心症発作その他急性発症した心大血管疾患又は手術後の状態	90
大腿骨、骨盤、脊椎、股関節、膝関節の神経・筋・靭帯損傷後	60

病院名	住 所	電話番号	病床数
興生総合病院	円一町 2-5-1	0848-63-5500	38
三原城町病院	城町 1-14-14	0848-64-1212	40

③ 地域包括ケア病棟・病床

急性期の治療を終え自宅へ退院する人に対して、引き続き一定期間の治療やケアが行われる病棟です。入院期間は最大 60 日で、病状や状況に応じて医師が判断します。

病院名	住 所	電話番号	病床数
興生総合病院	円一町 2-5-1	0848-63-5500	40
本郷中央病院	下北方 1-7-30	0848-86-6780	49
松尾内科病院	城町 3-7-1	0848-63-5088	10
三原城町病院	城町 1-14-14	0848-64-1212	14
三原市医師会病院	宮浦 1-15-1	0848-62-3113	48
三原赤十字病院	東町 2-7-1	0848-64-8111	91 (5床が緩和ケア病床)

④ 障害者施設等一般病棟

重度の障害や神経難病のある人を治療する病棟です。対象となるのは、重度の肢体不自由者（児）、脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、無動症、神経難病患者です。

病院名	住 所	電話番号	病床数
三原城町病院	城町 1-14-14	0848-64-1212	60
本郷中央病院	下北方 1-7-30	0848-86-6780	47

⑤ 特殊疾患療養病棟

脊椎損傷等の重度障害者や重度の意識障害者、パーキンソン病等の神経難病の人を対象とした、長期にわたって医学的管理が必要な方々のための専門病棟です。

病院名	住 所	電話番号	病床数
松尾内科病院	城町 3-7-1	0848-63-5088	55

⑥ 療養病棟・病床

急性期医療の治療を終えた後も病院での医療継続の必要性が高く、療養を継続的に行う必要のある患者さんに医療・看護・介護を合わせて提供する病棟です。

医療保険を使用するのが医療療養病棟、介護保険を使用するのが介護療養型医療施設です。医療区分は次ページを参照してください。

医療の必要性：医療区分

医療区分3	<p>【疾患・状態】 ・スモン ・医師及び看護師により、常時監視、管理を実施している状態（他に医療区分2又は3に該当する項目がある場合）</p> <p>【医療処置】 ・24時間持続点滴 ・中心静脈栄養（摂食機能又は嚥下機能の回復に必要な体制を有していない場合においては、療養病棟入院基本料の医療区分3の場合の点数に代えて、医療区分2の場合に相当する点数を算定） ・人工呼吸器使用 ・ドレーン法 ・胸腹腔洗浄 ・発熱を伴う場合の気管切開、気管内挿管 ・感染隔離室における管理 ・酸素療法（常時流量3L/分を必要とする状態）</p>
医療区分2	<p>【疾患・状態】 ・筋ジストロフィー ・多発性硬化症 ・筋萎縮性側索硬化症 ・パーキンソン病関連疾患 ・その他の難病（スモンを除く） ・脊髄損傷（頸髄損傷） ・慢性閉塞性肺疾患（COPD） ・疼痛コントロールが必要な悪性腫瘍 ・肺炎 ・尿路感染症 ・リハビリテーションが必要な疾患が発症してから30日以内 ・脱水かつ発熱を伴う状態 ・体内出血 ・頻回の嘔吐かつ発熱を伴う状態 ・褥瘡 ・末梢循環障害による下肢末端開放創 ・せん妄 ・うつ状態 ・暴行が毎日みられる状態（原因・治療方針を医師を含め検討） ・医師及び看護師により、常時監視・管理を実施している状態（他に医療区分2又は3に該当する項目がない場合）</p> <p>【医療処置】 ・透析 ・発熱又は嘔吐を伴う場合の経腸栄養 ・喀痰吸引（1日8回以上） ・気管切開、気管内挿管のケア ・頻回の血糖検査 ・創傷（皮膚潰瘍・手術創・創傷処置） ・酸素療法（医療区分3に該当するもの以外）</p>
医療区分1	医療区分2・3に該当しない者

病院名	住所	電話番号	病床数	
			医療	介護
興生総合病院	円一町 2-5-1	0848-63-5500	80	
須波宗斉会病院	須波ハイツ 2-3-10	0848-69-1888	30	
三原市医師会病院	宮浦 1-15-1	0848-62-3113	24	26

7 介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、日常的な医学管理や看取りやターミナルケア等の医療機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。

病院名	住所	電話番号	病床数
本郷中央病院	下北方 1-7-30	0848-86-6780	41
白龍湖	大和町和木 1504-1	0847-34-1218	100
仁生苑	皆実 3-3-28	0848-64-4111	110

8 緩和ケア病床

終末期の身体的な痛みや精神的な不安を和らげ、穏やかに過ごすことができる病床です。

病院名	住所	電話番号	病床数
三原赤十字病院	東町 2-7-1	0848-64-8111	5

9 精神科病床

精神科病院への入院は本人の同意によるのが原則です。しかし、精神疾患では本人に十分な病識がなく、治療の必要性を理解できない場合もあります。入院治療が必要であるにもかかわらずその同意を得られない場合は、法律に定められた手続きに則り、本人の同意に基づかない入院形態をとることがあります。なお、どのような入院形態であっても個人の人権には最大限の配慮がなされなければなりません。

表 精神保健福祉法による入院形態

入院形態	入院の要件	判定医師	同意者
任意入院	本人の同意に基づく場合	精神科医師	本人
措置入院	自傷他害の恐れがある場合	2名以上の精神保健指定医	都道府県知事
緊急措置入院	自傷他害の恐れがあり、緊急を要する場合。入院期限は72時間以内	精神保健指定医	都道府県知事
医療保護入院	入院治療の必要があり、本人の同意は得られないが家族等の同意が得られる場合	精神保健指定医 特定医師（12時間以内）	家族等
応急入院	入院治療の必要があるが、本人だけでなく家族等の同意を得られない場合。入院期限は72時間以内	精神保健指定医 特定医師（12時間以内）	なし

病院名	住所	電話番号	病床数
小泉病院	小泉町 4245	0848-66-3355	392
三原病院	中之町 6-31-1	0848-63-8877	392

コラム

ACP（アドバンス・ケア・プランニング）

みなさんはACP（アドバンス・ケア・プランニング）をご存知ですか。

ACPとは将来自分自身で自分のことを決められなくなったときに備えて、医療やケアに対する自分の希望を家族や近い人、医療・ケアチームと繰り返し話し合いを行い、意思決定を支援するプロセスとされています。簡単に言うと“もしものための話し合い”です。

広島県地域対策保健協議会が作成している「私の心づもり」というチェックシートを実際に記載してみると、自分自身の人生観や生き方、価値観を具体的に整理することができます。

もちろん希望や思いは時間とともに変化し、健康状態によって変わる可能性が十分にあり得ます。死が訪れるまでの時間をどのように過ごすかその都度見直し、積極的に向き合うことはつつい先送りにしてしまいがちですが、自分で意思決定できる「今」から取り組んでみませんか。ACPはこれからの生き方を前向きに考える重要な仕組みです。

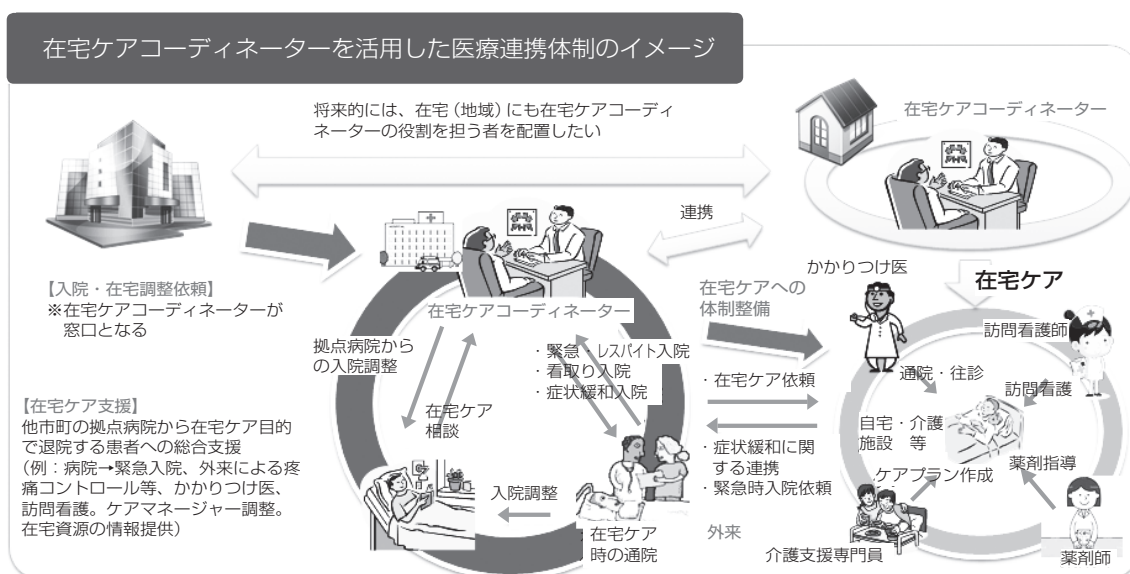
（社会福祉士）

在宅ケアコーディネーター

市民が入院後も住み慣れた自宅での暮らしを安心して再開し、在宅ケア支援者も不安なく在宅ケアを提供できる体制を構築することを目的として、三原市内各病院へ在宅ケアコーディネーターを配置しました。

以下にあげる3点を行うことで総合的にコーディネートすることが期待されています。

- ①在宅ケア提供者との連携
- ②がん診療連携拠点病院などの急性期病院との連携
- ③在宅ケア支援に関する保健・医療・福祉の情報収集



在宅ケアコーディネーター 一覧

	氏名	所属	部署	職種	連絡先
1	清水 正樹	本郷中央病院	地域連携室	医療ソーシャルワーカー	0848-86-6780
2	河戸 綾	本郷中央病院	看護部	看護師	0848-86-6780
3	谷 まり子	松尾内科病院	看護部	看護師	0848-63-5088
4	小浦 健伍	松尾内科病院	地域医療連携室	医療ソーシャルワーカー	0848-63-5088
5	上戸 美保	興生総合病院	医療福祉相談室	医療ソーシャルワーカー	0848-63-5500
6	藤原 さとみ	興生総合病院	看護部	看護師	0848-63-5500
7	大西 秀和	三原城町病院	地域医療連携室	医療ソーシャルワーカー	0848-64-1212
8	木村 淳子	三原城町病院	看護部	看護師	0848-64-1212
9	大塚 由佳子	三原市医師会病院	地域医療連携室	医療ソーシャルワーカー	0848-62-3113
10	余頃 佳世	三原市医師会病院	看護部	看護師	0848-62-3113
11	田坂 ひさ子	須波宗斉会病院	訪問看護ステーションれんげ	看護師	0848-69-2300
12	原 照美	三原赤十字病院	看護部	看護師	0848-64-8111
13	羽田 千恵美	三原赤十字病院	地域医療連携課	医療ソーシャルワーカー	0848-64-8111